



57th JAPAN GOLF FAIR 2023

出展に関する重要事項説明書

本書は、JGF2023出展についての契約内容や、契約に関わる規定、日程等の重要事項を纏めてあります。出展を検討される場合は必ず内容をご確認ください。なお、出展社の皆様に事前に連絡の上、内容を更新する可能性がありますのでご了承ください。

www.japangolffair.com



一般社団法人 日本ゴルフ用品協会
Japan Golf Goods Association
<http://www.jgga.or.jp>

出展申込方法と関連スケジュール

1 出展申込方法

本書「JGF2023 重要事項説明書」を必ずお読みのうえ、JGF公式サイト上の出展申込フォームよりお申込みください。

2 出展申込スケジュール

随時

「会社情報登録」 受付開始



- 「出展申込」には必ず「会社情報登録」が必要です
- 過去に出展社されている場合でも新たに登録が必要です。



※マイページ上で、いつでも変更が可能です。



- 「会社情報登録」はJGF公式サイトからの手続きとなります
- ※PC、スマートフォンより登録可能です。(携帯電話からの登録は不可)

11月1日(火)

「出展申込」 受付開始



- 2022年11月1日(火)AM10:00より申込受付開始



- 出展申込受付後、内金の請求書を随時発行します



- 「出展申込」はJGF公式サイトからの手続きとなります

※PC、スマートフォンより登録可能です。(携帯電話からの登録は不可)

11月30日(水)

「出展申込」 受付締切

※出展コマに余裕がある場合は、以降も出展申込を受け付けます

出展料支払い方法と関連スケジュール

1 出展料支払い方法

出展料金は「日本ゴルフ用品協会」から請求書を発行いたします。

出展料金の請求は、基本的に総額の30%に当る「内金」と、70%の「残金」の2回に分けて発行いたします。

※出展申込の時期によっては、総額での請求となります。

出展社は、主催者が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに指定の銀行口座にお振込みいただきます。

この際、お振込みは日本円とし、振込手数料は出展社のご負担とさせていただきます。

2 出展料支払い関連スケジュール

11月1日(火)



■正規期間出展申込

○申込受付後、出展料金の30%にあたる内金の請求書を随時発行します。

○請求書に記載の支払い期限までにお支払いください。

※目安として出展申込日から約2週間後となります

○期限までに内金の支払いが無かった場合は、出展申込キャンセルといたします。

※会社規定などにより支払い期限に支障のある場合は、ご連絡ください。

○12月5日(月)に残金の請求書を発行します。

○12月23日(金)までに残金をお支払いください。

11月30日(水)

12月1日(木)



■期間外出展申込①

○正規出展申込期間後12月1日(木)以降の出展申込の場合は、出展料金全額の支払いをもって、出展申込とさせていただきます。

○申込受付後、出展料金全額の請求書を随時発行します。

○12月23日(金)までに出席料をお支払いください。

12月23日(金)

<事務局年末休暇>

1月6日(金)



■期間外出展申込②

○2023年1月6日(金)以降の出展申込の場合は、出展コマ料金に事務手数料30,000円を加算してご請求させていただき、全額の支払いをもって出展申込とさせていただきます。

3 キャンセル料金

○11月1日(火)～12月23日(金)の出展社の都合によるキャンセルには、出展料金の30%を申し受けます。

○12月24日(土)以降の出展社の都合によるキャンセルには、出展料全額を申し受けます。

出展契約に関する事項①

1 出展契約の成立

出展希望者がJGF公式サイト上の出展申込フォームにて出展申込を確定した時点をもって、出展の契約が成立したものとします。

専用システムの不調などにより他の出展申込を行う場合には、主催者が申込書に相当する情報を受領した時点をもって、契約が成立するものとします。

2 ブースの転貸などの禁止

出展社は、自社のブースを主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできないものとします。

3 共同出展者の取扱い

2社以上の企業が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名などを申し込み時に主催者へ通知するものとします。

4 ブース装飾および出展物の設置と撤去

出展社は、主催者の定めるスケジュールに沿って自社ブースの装飾及び出展物の搬入出を行わなければならないものとします。

所定の装飾・設置時間外に出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

5 JGF2023の展示会場

販売促進・宣伝・営業活動はすべて自社ブースの中に限られるものとします。

出展社は、上記各活動のために自社ブース近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとします。

装飾物などいかなるものも、割り当てられたブースの使用範囲を越えてはならないものとします。

主催者はその音、使用方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとします。

上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は申込者に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

6 損害責任・管理責任・免責について

①主催者は、搬入から搬出までの全期間を通じ24時間体制にて警備員を会場に配置し、事故防止に万全を期していますが、万一、天災、火災、盗難、紛失、その他不可抗力により、人身および物品に対する傷害・損害が生じた場合、その責任を負わないものとします。

※会場への搬入から、搬出までの期間、展示品に保険をお掛けすることをお勧めします。

※展示品などについては盗難防止策(鎖など)を施し簡単に持ち去ることができないよう、出展社ご自身で十分な注意をお払いください。

②出展社が会場において、来場者、他の出展社およびその他第三者に対し人身または物的損害を生じさせた場合には、当該出展社の責任とし、主催者は何ら責任を負わないものとします。

③出展社はブースの管理責任者を主催者に事前申請することとし、管理責任者は、会期の全期間について、自社ブースで行われる作業や運営に立ち合ってください。

出展契約に関する事項②

7 展示会の中止・中断・変更

JGF2023において感染症の事由により主催者が開催中止とした場合は、その時点までかかった経費を差し引かず、出展料全額返金することとします。

- ① 以下の場合により、主催者は展示会の開催及び継続が不可能若しくは困難であると判断した場合、展示会を中止、中断、会期の短縮および会期日程や会場の変更をすることがあります。
 - ・政府、行政、及び公的機関によるイベントの中止要請、中止命令などにより主催者が開催が著しく困難と判断した場合。
 - ・不可抗力的事由により開催ができなくなった場合、若しくは主催者が開催が著しく困難と判断した場合。
- ② 前項の不可抗力的事由とは、台風、豪雨、暴風、水害、地震などの天災、感染症、テロその他、主催者の責めによらない事由を指します。
- ③ 申込者はいかなる場合でも、その決定により被った損害を主催者に対して請求できないものとします。また主催者はいかなる場合でも、これによって生じる損害、費用の増加、その他出展社に生じた不利益な事態については責任を負わないものとします。
- ④ 開催以前に、不可抗力により全日程が開催中止となった場合、お支払いいただいた出展料および協賛料はそれまでにかかった合理的な経費を差し引きご返金いたします。
- ⑤ 開催中に発生した不可抗力により、開催期日・開催時間を短縮した場合については出展小間料金は返却しません。
- ⑥ 会期前、会期開始後に関わらず、お申し込み後であって、まだご入金いただけていない時点で中止、中断と判断した場合、中止、中断までにかかった経費に関して、あらためてご請求書を発行いたします。指定期日までにお振込みください。

8 出展品についての保証条項

出展社は主催者に対し、展示会の出展品またはこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

9 出展品についての出展社の義務

- ① 出展社は主催者に対し、自己の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権等の知的財産権を侵害しているとの主張が発生した場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。
- ② 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である申込者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様の義務を負うものとします。

出展契約に関する事項③

10 損害賠償

- ①出展社は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または展示会の建造物、他社のブース、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。
- ②出展社は主催者に対し、以下⑦⑧の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務(弁護士報酬を含む)、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
 - ⑦出展社の展示会の出展に関係する行為が、第三者の商標権等の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合(出展社とともに被告とされた場合を含む)。
 - ⑧⑦の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合。
- ③主催者は展示会の告知広告、ガイドブック等のプロモーション用資料の中に生じた誤字、脱字に関する責任は負わないものとします。

11 規定の遵守および安全対策への協力

出展社は、展示会場に適用される全ての防火・安全法規を遵守することに同意するものとします。
出展社は、主催者が定める一連の規定を遵守することに同意するものとします。
出展社は、主催者が講じる感染症を含む安全対策に協力するものとします。
出展社は、各種感染症、テロ、その他事故・災害などが発生した場合、主催者が関係当局の指導により実施する対処に協力するものとします。
なお、会場内などで不審物があった場合は速やかに運営事務局までご連絡をください。

12 規定の変更と追加

出展社は、この規定に定められていない事項、またはこの規定の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。
主催者は、出展社に通知の上、この規定を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。

13 準拠法および合意管轄裁判所

本契約の準拠法は日本法とします。
本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

14 規定の承認

出展を申し込まれた出展社およびその業務委託先企業は、本書「JGF2023 重要事項説明書」に記載されている全ての規定を承認したものといたします。

本書は、出展社と主催者との契約に関わる規定を記載しています。
ブース構造や使用規則等、出展に関わる詳細な情報については、「JGF2023出展要項」に記載していますので、必ずご確認ください。